

道観構第 22006-11 号
令和 4年 6月 15日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二

オホーツク地域：周遊観光バスルートと体験型観光コンテンツ造成事業の委託に係る
企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

オホーツク地域：周遊観光バスルートと体験型観光コンテンツ造成事業委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10.(1) に示す内容をメールでお知らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限：令和4年6月22日(水)17時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書(※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください)

4. 今後のスケジュール

- (1) 参加表明〆切 令和4年6月22日(水)17時
- (2) 企画書提出〆切 令和4年7月 6日(水)17時
- (3) 企画審査会 令和4年7月中旬予定
- (4) 契約書の締結 令和4年7月下旬予定

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
地域支援本部地域観光部 担当：高橋 佐藤
電話：011-231-2900 fax：011-232-5064
E-mail：m_takahashi@visithkd.or.jp

オホーツク地域：周遊観光バスルートと体験型観光コンテンツ造成事業企画提案指示書

1. 委託業務名

オホーツク地域：周遊観光バスルートと体験型観光コンテンツ造成事業委託業務

2. 事業目的

これまで滞在型観光地を目指し、女満別空港をオホーツク地域のゲートウェイとして、広域周遊ルートの造成や観光コンテンツの整備、多言語による情報発信を図ってきたが、現状ではまだ通過型の観光地となっており宿泊客数の増加につながっていない。そのため本事業では広域での滞在の長期化・宿泊客数増加を目的に、地域特有の資源を活かし「①域内に点在するコンテンツを周遊させる」、「②体験型観光コンテンツを充実させる」取組を実施する。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月10日(金)まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額(消費税及び地方消費税相当額10%を含む。)

8,000千円

6. 業務内容及び実施方法

事業内容について対象となる※地域へのヒアリング等を実施し、地域の意向を十分に踏まえた上で下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の状況に十分配慮することとし、地域の意向を踏まえた上で柔軟に対応することとする。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。

《事業対象地域》

北見市、網走市

※《地域連絡先》 オホーツク総合振興局 商工労働観光課 大廣係長 0152-41-0639

《メインターゲット：台湾及び日本(コロナ禍の影響により日本人国内旅行者も対象とする)》

《メインターゲット属性：20代～40代の男女、中間所得層、文化に触れる体験を好む、小団体、個人手配、車の免許を持たない首都圏・関西圏在住の国内旅行者》

《事業実施ステップ》

①「域内コンテンツ周遊観光バス」

STEP1：網走市・北見市発着の「周遊観光バス」のモデルルートの検討
WS開催(1回目、2回目)

- STEP2：網走市・北見市発着の「周遊観光バス」の商品掲載と販売、アンケートの実施
WS開催（3回目）「周遊観光バス」販売状況経過報告
- STEP3：モデルルート of 再構築、専門家との意見交換による改善、地域での自走化を検討
WS開催（4回目）「周遊観光バス」結果報告 専門家との意見交換によりさらに改善を行い、地域での自走化に向けて検討を行う。

②「体験型観光コンテンツ造成」

- STEP1：委託事業者や連携自治体において、各市内の体験型観光コンテンツの洗い出し
WS開催（1回目、2回目）
- STEP2：モニターツアーの実施 ターゲット国の国内在住外国人を招請
WS開催（3回目）海外現地の目線で体験型観光コンテンツのヒアリングを実施
- STEP3：②モニターツアーの実施 海外旅行 AGT 等を招請
WS開催（4回目）磨き上げを行った体験型観光コンテンツについて、海外 AGT 等に対し旅行商品としての造成を促進

（1）滞在コンテンツ造成事業

対応言語：英語、中国語（繁体字）、日本語

①周遊観光バスルート造成に関する取組

- ・該当地域のモデルルートの洗い出しを行う。
【対象者】専門家1名（想定）、地域のバス事業者（北見バス・網走バス）の担当者、委託事業者、連携自治体
【開催回数】2回
- ・バス旅行商品の造成を行うとともに、夏季から秋季を目途に販売を行い（流通環境整備事業で実施）、販売状況経過報告を行う。
【対象者】専門家1名（想定）、地域のバス事業者（北見バス・網走バス）の担当者、委託事業者、連携自治体
【開催回数】1回 ※販売状況経過報告の回数
- ・利用者からのアンケートを基に、専門家との意見交換等を通してさらに改善を行い、地域での自走化に向けた検討を行う。
【対象者】専門家1名（想定）、地域のバス事業者（北見バス・網走バス）の担当者、委託事業者、連携自治体
【開催回数】1回

②体験型観光コンテンツ造成に関する取組

- ・WS開催を通じて、当該地域の体験型観光コンテンツの洗い出しを行う。
【対象者】委託事業者、連携自治体
【開催回数】2回
- ・観光関連産業に関わりのあるターゲット国の国内在住外国人（専門家）を招請するなど、専門家・訪日外国人の目線から体験型観光コンテンツのヒアリングを行う。
【対象者】専門家5名
【開催回数】モニターツアー1回、モニターツアー後のWS1回

※活用する地域資源

- ・自然景観（網走国定公園、流氷）・野生生物（水鳥・野鳥など）
- ・アクティビティ（流氷原を氷にぶつかりながら豪快に進む流氷観光砕氷船、網走湖から網走川をくだるカヤック、サイクリング、トレッキング、天然記念物のオオワシやオジロワシを見られるバードウォッチングなど）
- ・天然温泉（網走湖畔温泉、温根湯温泉）
- ・食（農畜産物、乳製品・加工品、水産物・加工品（海鮮丼、鮭、地ビール、北見焼肉など）、アルコール（ワイン、酒、ビール）
- ・文化（木造行刑建造物としては日本最古の博物館網走監獄、北方民族博物館、モヨロ貝塚館、ところ遺跡の森、日本近代化産業遺産として認定されている北見ハッカ記念館、日本で唯一の水銀リサイクルを行っているイトムカ鉱業所、リサイクルされたガラスを原料として使用している流氷ガラス館ほか）

(2) 旅行商品流通環境整備事業

①旅行商品「周遊観光バス」の予約販売 設定回数 16回×2ルート 目標人数 300名

- ・ITを活用した予約システム（旅行会社HP）を活用し、ターゲットである台湾（コロナ禍の影響により日本人国内旅行者も対象）に強い旅行会社により造成した旅行商品「周遊観光バス」の掲載・販売・アンケートの実施。

【ルート数】 ・北見市発着観光周遊バスルート（16回設定）

・網走市発着観光周遊バスルート（16回設定）

※発着地については、WS開催を通じて柔軟に設定可能とする。

【実施時期】 8月～10月（需要の見込める週末に設定を想定）

※実施時期については、事業終了までの期間に柔軟に設定可能とする。

②海外旅行 AGT 等を招請し（FAM ツアー）、磨きあげを行った体験型観光コンテンツについて、海外旅行 AGT 等に対して造成を促進する。

- ・海外からの招請が難しい場合は、在日の海外向け旅行会社又はランドオペレーターを招請する。

【参加者】 海外旅行 AGT 3社（3名）

【開催回数】 1回

WS開催（4回目）：12月磨き上げを行った体験型観光コンテンツについて、海外 AGT 等に対して旅行商品としての造成を促進する（商談）

【参加者】 海外旅行 AGT 3社（3名）

【開催回数】 1回

(3) 目標と成果指標

アウトプット・アウトカムの①は「域内コンテンツ周遊観光バス」、②は「体験型観光コンテンツ造成」の指標とする。

① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット：①モデルルート造成

・北見市発着ルート（16回設定） 1本以上

・網走市発着ルート（16回設定） 1本以上

（受託事業者からの定例的報告から把握）

②モニターツアーへの専門家招請 5名
(2023年3月、事業実施報告書から把握)

①②WS参加人数(7月、8月、10月、12月予定) 4回 40名
(2023年3月、事業実施報告書から把握)

②体験型観光コンテンツの造成 2コンテンツ以上
(2023年3月、事業実施報告書から把握)

アウトカム : ①商品購入者数 設定期間(8月~10月予定) 計300名
(2023年3月、事業実施報告書から把握)

②体験型観光コンテンツの購入確約人数 計160名
(2023年3月、事業実施報告書から把握)

② 旅行商品流通環境整備事業

アウトプット : ①周遊観光バス旅行商品掲載数 2本以上
(2023年3月、事業実施報告書から把握)

②招請外国人(海外旅行ATG3社) 3名
(2023年3月、事業実施報告書から把握)

②体験型観光コンテンツの造成 2コンテンツ以上
(2023年3月、事業実施報告書から把握)

アウトカム : ①旅行商品予約販売数300名以上、利用者300名分のアンケート

②体験型観光コンテンツの販売確約人数 計160名
(2023年3月、事業実施報告書から把握)

(4) 旅行者の混雑や密の低減への対応

【遵守するガイドライン】

国が示している「新しい生活様式」

道が示している「新北海道スタイル」

- (1) 外食業の事業継続のためのガイドライン
- (2) 博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- (3) 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン
- (4) 小売業の店舗における新型コロナウイルス対応ガイドライン
- (5) ホテル業における新型コロナウイルス対応ガイドライン

※各観光ルート参加人数の設定：貸切バス1台の最大設定人数から半減して設定。

※地域内を周遊されることで特定の箇所に人が集まらないようにする取組の実施。

(5) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、紙、及び電子データにて提出すること

7. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

- ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑤ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案(プロポーザル)に参加する者でないこと。
- (4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
- ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものか。
- (2) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

9. 事業者決定までのスケジュール

令和4年(2022年)6月22日(水) 17時 参加表明 締切
 令和4年(2022年)7月 6日(水) 17時 企画提案書 提出期限
 令和4年(2022年)7月中旬 企画提案の審査(審査会)
 令和4年(2022年)7月下旬 委託事業者決定・事業説明会・契約

令和5年3月10日（金） 全事業終了、事業報告書作成提出、精算。

※企画提案事業説明会は開催せず質疑についてはメールでの受付、回答とする。

10. 企画提案書の提出

(1) 参加表明 令和4年(2022年)6月22日(水)17時 締切

※特に様式はなく、メール本文で可 (E-mail: m_takahashi@visithkd.or.jp) とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

①単独法人名又は法人名(コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名)、代表者名

②所在地 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容

(2) 提出期限 令和4年(2022年)7月6日(水)17時

(3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援本部地域観光部(担当:高橋、佐藤)

(4) 提出部数 8部(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部)

(5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(※ファクシミリ、メールでの提出は不可)

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。(電子データで納品する企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可)

11. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。

(2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

① これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

② 業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

③ 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④ 見積書

本企画提案指示書6.事業内容及び実施方法に記載している(1)～(2)の事業で明示している項目に沿って①～②等実施項目毎の人件費を含む見積額及び当該事業合計額での見積書を作成する事。但し当事業で得た収入は精算時に費用から差し引く事。

※宿泊費・交通費・謝金等の明細は不要

例…(1)滞在コンテンツ造成事業

・①周遊観光バスモデルルート造成(北見発着・網走発着、各16回)各1本		〇〇〇,〇〇〇円
・①②ワークショップ	4回	〇〇〇,〇〇〇円
・②国内在住外国人専門家モニターツアー	5名	〇,〇〇〇,〇〇〇円
	合計	〇,〇〇〇,〇〇〇円

※当方が求める内容と齟齬がなく、的確な提案を受けることができるよう記載を工夫すること。

1.2. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。

- (1) 日時及び場所については、別途通知する。
- (2) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (3) 審査会時の追加資料の配付については認めない。
- (4) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。

1.3. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (12) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (13) 本事業は観光庁が令和4年度に実施する「令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用する。このため、受託事業者は本指示書及び、観光機構より別途指示する観光庁が示す要

綱に沿った業務遂行とすること。尚、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

1 4. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援本部地域観光部 担当：高橋、佐藤

電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064

E-mail：m_takahashi@visithkd.or.jp